

青森県報

第三千四百五十号

平成二十三年
十月十二日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

(観光交流
推進課) 一

告 示

障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課) 二

障害者自立支援法による障害者支援施設の指定

(同) 二

漁船損害等補償法による加入区の指定の変更

(水産振興課) 二

右 同

(同) 三

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出

(会計管理課) 三

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

(総務学事課) 三

県有財産の売却に係る一般競争入札

(財産管理課) 三

出先機関

土地改良事業施行協議の適当の決定

(東青地
域民局) 五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

(事務局) 五

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

(同) 五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出

(同) 六

訓 令

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十年五月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 平成二十三年度青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金交付要綱(平成二十三年九月二十二日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第八百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	株式会社ユニークアイ	宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目七の二〇				
社会福祉法人秋葉会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"
社会福祉法人素樸会	八戸市大字河原の二三八	生活介護	八太郎山療護園	八戸市大字河原の二三八	"	"

青森県告示第八百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
八太郎山療護園	八戸市大字河原木字八太郎山三の二三八	平成三〇・一
大鰐療育センター	八戸市大字河原木字野尻一七〇の二	"

青森県告示第八百八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百一十二条第三項の規定により、昭和三十六年四月一日青森県告示第二百一十二号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同法第六項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和三十六年四月一日青森県告示第二百一十二号の一部を次のとおり改正する。

外ヶ浜	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館、字蟹田、字上蟹田及び字下蟹田の区域
-----	----------------------------------

を

東津軽郡外ヶ浜町（ただし、字三厩龍浜、字三厩源兵衛間、字三厩木落、字三厩鏡嶋、字三厩板柳、字三厩鳴神、字三厩尻神、字三厩宇鉄山、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩鑄泊、字三厩東風泊、字三厩上宇鉄、字三厩水汲沢、字三厩滝ノ上、字

外ヶ浜

三既中ノ平、字三既宇鉄沢、字三既元宇鉄、字三既下平、字三既上平、字三既流平、字三既釜野沢、字三既家ノ上、字三既四枚橋ノ上、字三既藤嶋沢、字三既藤嶋、字三既六條間、字三既上野、字三既算用師右平野、字三既算用師、字三既日蔭沢、字三既潮見台、字三既中浜、字三既本町、字三既桃ヶ丘、字三既宇鉄家ノ上、字三既新町、字三既増川、字三既緑ヶ丘、字三既東町を除く。)の区域

に改める。

青森県告示第八百九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第三項の規定により、昭和五十年四月二十二日青森県告示第三百三十五号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和五十年四月二十二日青森県告示第三百三十五号の一部を次のとおり改正する。表中

田名部

むつ市中央一丁目、中央二丁目、金谷一丁目、金谷二丁目、小川町一丁目、小川町二丁目、本町、田名部町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁目、栗山町、横迎町一丁目、横迎町二丁目、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲一丁目、金曲二丁目、金曲三丁目、南町、赤川町、松原町、大曲一丁目、大曲二丁目、大曲三丁目、南赤川町及び下北郡東通村大字目名、大字砂子又、大字蒲野沢(ただし、字石持、字稲崎、字千鳥道を除く。)の区域

を

田名部

むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町、荒川町及び下北郡東通村大字目名、大字蒲野沢(ただし、字石持、字千鳥道、字石持山、字稲崎、字外畑、字浜ノ平、字大久保、字坂川、字荷橋及び字ホヤケ平を除く。)の区域

に改める。

青森県告示第八百十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年九月二十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
青森市新町一丁目の一
川嶋 廣道

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の公表

平成二十三年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
青森市中央三丁目七の三	宅地	七三一・六一
青森市中央三丁目二の五	宅地	一、九八八・二六
八戸市根城六丁目二の八	宅地	九〇二・三三
八戸市吹上二丁目四五の一六、四五の三一	宅地	三九〇・〇三
八戸市白銀台七丁目六の四、六の二一	宅地	七九三・九七
五所川原市松島町七丁目六の二の三	宅地	一九八・〇〇
三沢市東町二丁目一の一八	宅地	四八七・八三
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二八八の四	宅地	一七三・〇五
三戸郡五戸町字観音堂二一の五	宅地	七六二・四六
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅地	六六九・〇三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課
 青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所
 青森市長島一丁目一の一
 青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十三年十一月十一日 午前九時から
 平成二十三年十一月十八日 午後五時まで（必着）
 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一
 青森県庁舎議会議会棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十三年十一月三十日 午前十時から
 開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町の行つ清川下流地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日

東青地域県民局長 北 山 功 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十月十三日から同年十一月十日まで

三 縦覧場所

今別町役場

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
神秀次郎後援会	神 保 弘	永田 忠光	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原七〇の七	平成 三・九・二
奈良完治後援会	神 勝 衛	神 浩 嗣	南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東四〇	三・九・六

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党五戸町支部	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字下毛沢向八の一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の一	平成 三・九・一
代表者	代表者	川崎 七保	澤田 良一	
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	青森市大字三内字丸山一の一の二二七	青森市富田五の一の二八	
代表者	代表者	柴田 久子	中川 勅使男	三・九・六
公明党青森第一総支部				

青森県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
青森県社会保険 労務士政治連盟	会計責任者	有馬 直樹	齋藤 博	平成 二〇二〇・九・二
阿部潤司後援会	代表者	佐々木 光治	佐藤 鉄英	二〇二〇・九・七
川下政経研究会	会計責任者	川下 和子	川下 昭義	二〇二〇・九・二
川下八十美後援 会	会計責任者	川下 和子	川下 昭義	二〇二〇・九・二
小田桐智高後援 会	主たる事務 所の所在地	南津軽郡藤崎町大 字水木字稲田八二 の五	南津軽郡藤崎町大 字水木字水元七三	二〇二〇・九・二

政党以外の政治団体

公明党青森第二 総支部	代表者	前澤 時廣	鳥越 正美	二〇二〇・九・二六
公明党青森第四 総支部	主たる事務 所の所在地	弘前市大字外瀬一 の三の四	弘前市大字中野一 の一三の三五	二〇二〇・九・二六
自由民主党中泊 町支部	政治団体の 名称	自由民主党中泊町 支部	自由民主党中里支 部	二〇二〇・九・二〇
自由民主党三沢 市支部	主たる事務 所の所在地	三沢市深谷二の九 の三〇三	三沢市下久保一の 一の一	二〇二〇・九・二
	代表者	小比類巻 正規	小比類巻 雅明	二〇二〇・九・二

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
富士のぶゆき後援会	平成二〇二〇・九・二	平成二〇二〇・九・二
田端妙子後援会	二〇二〇・八・三	二〇二〇・九・四
成善を励ます会	二〇二〇・九・三	二〇二〇・九・四
大畑政策研究会	二〇二〇・九・三	二〇二〇・九・六
川端一義後援会	二〇二〇・九・三	二〇二〇・九・六

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
中谷 純逸 （野辺地町長）	純政会	公職の種類	野辺地町長	県議会議員	平成 二〇二〇・九・二

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所 所 在 地	届 出 年 月 日
田端 妙子 (八戸市議会 議員)	田端妙子後援会	田端 妙子	八戸市小中野四の五 の六	平成 三・九・二四
川端 一義 (むつ市議会 議員)	大畑政策研究会	川端 一義	〇むつ市大畑町中島一 〇八の一〇	三・九・二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭